

三原市市民協働事業審査会設置要綱

平成 23 年 4 月 1 日

要 綱 第 4 2 号

(設置)

第 1 条 三原市市民提案型協働事業実施要綱（平成 23 年三原市要綱第 40 号。以下「協働事業要綱」という。）に基づき提案された協働事業の採択決定のための審査及び三原市市民活動団体育成事業補助金交付要綱（平成 23 年三原市要綱第 41 号。以下「育成事業要綱」という。）に基づき申請された事業に対する補助金交付決定のための審査を行うため、三原市市民協働事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審査会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 協働事業要綱に基づき提案された協働事業の審査
- (2) 育成事業要綱に基づき申請された事業の審査
- (3) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 審査会の委員は、次の各号に定める者をもって充て、7 人以内で構成する。

- (1) 三原市市民協働推進委員会設置要綱（平成 20 年三原市要綱第 37 号）に基づき設置された三原市市民協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）の委員
- (2) 市職員

2 審査会の会長は、推進委員会の会長をもって充てる。

(会議)

第 4 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委員の責務)

第 5 条 委員は、公正・公平に審査を行わなくてはならない。

2 委員は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(審査結果の報告)

第6条 会長は、審査結果について、審査後速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、地域企画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(三原市まちづくり支援事業審査会要綱の廃止)

2 三原市まちづくり支援事業審査会要綱(平成17年三原市要綱第174号)は、廃止する。

附 則(平成24年3月19日三原市要綱第22号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日三原市要綱第40号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年4月1日三原市要綱第52号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日三原市要綱第28号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。